

条件付一般競争入札説明書

1 入札参加資格

(1) 資格者名簿への登録

建設関連業務に係る条件付一般競争入札に参加するため、次に掲げる5業種のうち、入札公告に示す業種について、令和6・7年度建設関連業務競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

ア 測量

イ 建築関係建設コンサルタント

ウ 土木関係建設コンサルタント

エ 地質調査

オ 補償関係コンサルタント

(2) 次に掲げる業種にあっては、それぞれに定める登録を受けていること。

ア 測量 測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録

イ 建築関係建設コンサルタント 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録

ウ 補償関係コンサルタント（不動産の鑑定評価に関する業務に限る。） 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定による登録

2 業務実績

(1) 業務実績と認められるものは、業務が完成し、申請書の受付期限の日までに引渡しが完了しているものに限ること。

(2) 業務実績の確認は、業務実績要件に示した設計数量、規模、方法等の必要事項を具体的に挙証できる資料（契約書、仕様書、図面等の写し）により行うものとし、当該業務の発注者の証明書等によるものは認めないこと。

(3) 実績としての業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム（テクリス）」等に登録されている場合は、完成時業務カルテ受領書の写し及び業務カルテの写しをもって、挙証資料に代えることができる。ただし、設計数量、規模、方法等の必要事項が確認できるものに限る。

(4) 一体的な施設等として、連続した年度で別発注とされた業務にあっては、当該複数の契約業務の諸元数値をもって業務実績とみなすことができる。ただし、当該複数の契約内容及び一体的な施設等の業務であることを確認できる書類を提出できるものに限ること。

(5) 受注実績については、発注者から直接委託を受けた業務であるものとし、発注者は、国、地方公共団体、民間であるかは問わないこと。

3 管理技術者

(1) 管理技術者の業務経験

ア 管理技術者は、業務経験時の地位がより高い者が望ましいこと。また、業務経験時の状況が見習いの場合、実質的に業務に関与していなかった場合は、経験として認めないこと。

イ 管理技術者の業務経験は、業務の着手から完成まで携わった者を原則として認めるものであるが、社内人事等の都合で一部の期間携わらなかった者でも認められる場合があること。ただし、著しく短期間の経験である場合は認めないこと。

ウ 管理技術者に一定の資格要件（例：○○部門技術士）を設定している場合、「業務経験」時ににおける当該資格の保有は要件としていないこと。ただし、資格を保有した上での「業務経験」を要件としている場合は除く。

- (2) 管理技術者については、他の業務（国、市町村等発注委託業務を含む。）と重複して申請することができる。
- (3) 管理技術者を重複して申請した場合において、他の業務を落札した場合に、資格要件を満たす管理技術者を配置することができなくなり、本業務の遂行が不可能となるときは、入札してはならない。なお、管理技術者の変更は、病気、死亡、退職等合理的な理由がない限り、原則として認めない。
- (4) 他の委託業務を落札したことにより、資格要件を満たす技術者を配置することができないにもかかわらず入札した結果、本業務における成果品等に支障があった場合は、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号。以下「措置基準」という。）に基づき、指名停止等の措置を行うことがあること。

4 資本関係等のある者の参加制限

(1) 次のいずれかに該当する関係がある複数の者（組合（共同企業体を含む。ウにおいて同じ。）にあってはその構成員）は、同一委託業務の入札に重複して入札参加申請書を提出することはできない。なお、上記の関係がある複数の者から申請があった場合は、その全者の入札参加を認めないものとする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イ）において同じ。）の関係にある場合

イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (2) 入札参加希望者が、(1)の制限を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、条件付一般競争入札心得（以下「入札心得」という。）に定める公正な入札の確保の規定に抵触するものではない。

5 契約成立要件

- (1) 落札者の決定後、この入札に付する業務に係る委託契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。
- ア 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- イ 岩手県から措置基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ウ 公告に定める要件を充足する管理技術者等（原則として資格確認書類に記載された者から変更することは認めない）を配置できること。
- エ 公告に定める要件を充足する業務実績を有すること。
- (2) 議会の議決を要する委託にあって、既に仮契約を締結した場合においても、議決までの間に仮契約の相手方が(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合においては、仮契約を解除すること。
- (3) 契約にあっては、委託事業の全部を一括して若しくは設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請負わせてはならない

6 その他

- (1) 手続における交渉はないこと。
- (2) 提出された書類は返却しないこと。
- (3) その他詳細は、条件付一般競争入札心得によること。